

第一章 総則

第一条 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蚕ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ。水產動植物ノ採捕若ハ養殖又ハ薪炭生産ノ業務及之ニ附隨スル業務ハ本法ノ適用ニ関シテハ之ヲ農業ト看做ス。

第二条 本法ニ於テ農業用動産トハ農業ノ經營ノ用ニ供スル動産ヲ謂フ。前項ノ農業用動産ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三条 本法ノ先取特權又ハ農業用動産ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ農業協同組合、信用組合及勒令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル。

第二章 農業經營資金貸付ノ先取特權

第四条 農業協同組合、信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ為ス者ニ對シ左ニ掲グル行為ヲ為スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ債権ノ元本及利息ニ付債務者ノ特定動産ノ上ニ先取特權ヲ有ス。

一 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存
二 農業用動産ノ購入

三 種苗又ハ肥料ノ購入
四 蚕種又ハ桑葉ノ購入

五 薪炭原木ノ購入
六 命令ヲ以テ定ムル水產養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入

前項ノ法人ガ農事実行組合、養蚕実行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シ其ノ農業用動產ヲ保存シ又ハ購入スル為ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五条 農業用動產保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業用動產ノ上ニ存在ス

農業生産物保存資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業生産物ノ上ニ存在ス

前二項ノ先取特權ハ農業用動產又ハ農業生産物ニ關スル權利ヲ保存、追認又ハ実行セシムル為ニ必要ナル資金ノ貸付ニ付テモ亦存在ス。

第六条 農業用動產購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル農業用動產ノ上ニ存在ス

第七条 種苗又ハ肥料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗又ハ肥料ヲ用ヒタル後一年内ニ之ヲ用ヒタル土地ヨリ生ジタル果実ノ上ニ存在ス尚桑樹ノ肥料購入資金貸付ノ先取特權ニ在リテハ其ノ果実タル桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニモ亦存在ス。

第八条 蚕種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル蚕種又ハ桑葉ヨリ生ジタル物ノ上ニ存在ス。

第九条 薪炭原木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル薪炭原木ヨリ生産シタル薪炭ノ上ニ存在ス。

第十条 水產養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル種苗ヲ養殖シタル物ノ上ニ存在ス。

水產養殖用餌料購入資金貸付ノ先取特權ハ動産壳買ノ先取特權、種苗若ハ肥料、蚕種若ハ桑葉又ハ水產養殖用ノ種苗若ハ餌料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動産壳買ノ先取特權、種苗若ハ肥料、蚕種若ハ桑葉又ハ水產養殖用ノ種苗若ハ餌料ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ種苗肥料供給ノ先取特權ト看做ス。

第十三条 農業用動產ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動產ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第三百七十九条乃至第三百八十六条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

スル農業協同組合、信用組合又ハ勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シテ負担スル債務ヲ担保スル場合ニ限リ之ヲ目的トシテ抵當權ヲ設定スルコトヲ得

農業用動產ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動產ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第三百七十九条乃至第三百八十六条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第一百九十二条乃至第一百九十四条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

対抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ譲受人ニ對シ抵當權ノ存在スル旨ヲ告知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ヲ他ノ債務ノ担保ニ供セントスルトキニ之ヲ準用ス

二於テハ遲滞ナク前項ノ告知ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滞ナク

其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十五条 抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ譲受人ニ對シ抵當權ノ存在スル旨ヲ告知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ヲ他ノ債務ノ担保ニ供シタル場合

二於テハ遲滞ナク前項ノ告知ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスル場合ニ於テハ抵當權者ハ民法第三百三十条ニ掲グル第一順位ノ先取特權者ト同一ノ権利ヲ有ス

第十六条 先取特權ト農業用動產ノ抵當權ト競合スル場合ニ於テハ抵當權者ハ民法第三百三十条ニ掲グル第一順位ノ先取特權者ト同一ノ権利ヲ有ス

第十七条 農業用動產ノ抵當權ノ実行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 罰則

第十八条 抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵當權ノ目的タル農業用動產ヲ損傷シ又ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ處ス但シ所有者ノ意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法ニ依ル

第十九条 抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動產ニ關シ譲渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スベキ行為ヲ為シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ動產所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ為ニ前項ノ行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二十条 前二条ノ罪ハ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

二処ス

前法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和一八年三月一日法律第四六号) 抄

第七十六条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二三年一月一九日法律第一三三号) 抄

この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内に政令でこれを定める。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

各号に定める日から施行する。

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

（施行期日）

